

《令和6年4月現在》

産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物収集運搬業

【新規許可】

【更新許可】

【事業範囲の変更許可】

申請の手引き

仙台市環境局資源循環部
事業ごみ減量課

この手引きは令和5年5月現在の法令に基づいたものです。法改正や環境省通知などにより、内容に変更が生ずる場合がありますので、申請手続きの前にはあらかじめご確認ください。

なお、本文中特に記述がないときは、以下の略称を用いています。

- 「法」又は「この法律」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 「施行令」又は「政令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

【お問い合わせ先】

仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町 2階
仙台市環境局 資源循環部 事業ごみ減量課 事業係
TEL 022-214-8235
FAX 022-214-8356

※ 申請の場合には必ず事前に当課あて連絡をいただき、日時を調整のうえご来庁ください。

※ 郵便物の送付先住所は下記の表記としてください。

〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(参考)

産業廃棄物処理業に係る許可申請に関しては、この手引きのほかに、下記の手引きもありますのでご注意ください。

- 産業廃棄物処分業申請の手引き
- 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業用施設設置等の手引き

I. 産業廃棄物収集運搬業について

1 産業廃棄物収集運搬の許可

(1) 法第14条

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物（法第14条の4）を含む。「I.」においては以下同じ）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令で定める市においては市長）の許可を受けなければならない。（第1項）
- 業の許可は、5年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（第2項）
- 事業の範囲を変更しようとするときには、都道府県知事（政令で定める市においては市長）の許可を受けなければならない。（法第14条の2）

(2) 許可の合理化（平成23年4月以降）

施行令の改正により、基本的には宮城県の収集運搬業許可で仙台市内の収集運搬業ができるようになりました。このため、新たに申請を希望される場合には宮城県の収集運搬業許可取得をご案内しています。ただし、仙台市内で積替え保管を行う場合には、仙台市長への許可申請が必要です。

2 許可基準

(1) 事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りること。(法第14条第5項第1号)

① 施設

- 産業廃棄物が飛散・流出・悪臭発散するおそれのない車両や容器等を有すること。
- 積替え保管を行う場合には、産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないように必要な措置を講じた施設があること。

② 申請者の能力

- 下記の者のいずれかが「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程を修了していること。(詳細は「Ⅲ. 2 提出書類一覧」を参照)

法人 ⇒ 代表者、役員又は事業場の代表者

個人 ⇒ 本人又は事業場の代表者

- 産業廃棄物の収集運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 申請者が下記のいずれにも該当しないこと。(法第14条第5項第2号)

イ 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

(法第7条第5項第4号)

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事

業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

注1)「生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注2)のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注2)「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

- 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

3 産業廃棄物処理基準(施行令第6条)

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。(法第14条第12項)

(1) 収集運搬の基準

- 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- 石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集し、運搬すること。
- 水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬を行う場合には、破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
- 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該車両に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

(2) 積替えの基準

- 周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

- 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないように必要な措置を講ずること。
- ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- 水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(3) 保管の基準

- 保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
 - ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - イ 産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ウ 産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- 保管を行う場合には、上記「(2) 積替えの基準」の例によること。

※ 特別管理産業廃棄物を取り扱う場合は、その種類により、法令に則った必要な措置を講ずること。

Ⅱ. 許可申請について

1 許可申請の種類

(1) 新規許可

産業廃棄物収集運搬業を始めるには新規許可の取得が必要です。申請の際には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する「(特別管理) 産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会 (収集・運搬課程)」の修了が必要となりますので、講習会を修了のうえで、申請書類を作成してください。

※ 積替え保管を行おうとする場合には、施設の設置に関する事前協議が必要となりますので、申請に先立って事前にご相談ください。ただし、仙台市内には多数の処分場が設置され、産業廃棄物を直送できる環境にあります。このため本市では、収集運搬にあたっては積替え保管を行わずに処分場へ直送するよう指導を行っています。

(2) 更新許可

産業廃棄物収集運搬業の許可の有効期間は5年間です。この期間を経過することによって許可の効力が失われるため、引き続き業を営もうとする場合には更新許可の申請が必要です。この場合も、「(特別管理) 産業廃棄物処理業に関する更新 (新規) 許可講習会 (収集・運搬課程)」の修了が必要となります。許可申請日において有効な修了証をご準備ください。更新許可申請については許可期限の3ヶ月前から受付します。

※ 許可は5年ごとに更新しなければ失効しますのでご注意ください。

(3) 事業範囲の変更許可

産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲を変更 (種類の追加・限定解除、積替え保管行為の追加等) する場合には、事業範囲の変更許可の申請が必要です。なお、変更内容が取り扱う種類の一部廃止である場合には、「(特別管理) 産業廃棄物処理業廃止変更届出書」を提出してください。

2 許可申請の手続き

- (1) 必要書類 (5～10ページ参照) を整えて申請してください。なお、申請の際には、申請者本人 (法人の場合は事業計画に詳しい社員の方) のご来庁をお願いします。
- (2) 行政書士等の代理人申請の場合には、委任状をご準備ください。
- (3) 申請書の形式的要件を満たした場合には受理します。このとき、あわせて次の申請手数料を現

金で納入していただきますので、お釣りのないようにご準備ください。

〈申請手数料〉

申請区分	産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
新規許可申請	81,000円	81,000円
更新許可申請	73,000円	74,000円
事業範囲の変更許可申請	71,000円	72,000円

※ 手数料は審査に要する費用ですので納付したものは返還できません。ご了承ください。

3 審査及び許可

- (1) 申請内容が許可基準を満たしているかどうかを審査します。期間は通常の場合、受理後2ヶ月程度を要します。なお、申請者が仙台市内に事務所・駐車場等を有する場合には、申請受理後に現地調査を行う場合があります。
- (2) 許可の場合には申請者にご連絡いたします。許可証の交付は来庁による受取り又は郵送となります。郵送を希望される場合は、レターパックプラスまたは440円分（許可証2枚まで）の切手を貼付した封筒（簡易書留にて返送いたします。）をご準備ください。

※ 更新許可・事業範囲の変更許可の場合は、従前の許可証と引換えに許可証を交付します。

- (3) 不許可の場合は文書で通知します。

Ⅲ. 申請書類の作成について

1 書類の提出

- (1) 申請書類は正本1部、副本1部の計2部を作成してください。副本は受理後に返却いたしますので保管してください。
- (2) 添付書類は原則としてA4版とし、申請書と一緒にA4版ファイル（パンチレスファイル等は書類が脱落しやすいので使用しないでください）に綴じて提出してください。
- (3) 添付書類様式については本市の様式等をご利用ください。仙台市ホームページからダウンロードできます。
- (4) 他の許可と同時申請の場合、共通する添付書類はいずれか一つの申請書に添付すれば結構です。ただし、添付書類を省略した旨の文書を添付してください。
- (5) 添付書類は下記「2 提出書類一覧」の順番で綴じてください。
- (6) 登記事項証明書、住民票の写しなど他機関から交付を受けるものについては、申請日より3ヶ月以内の原本を添付してください。
- (7) 申請書及び添付書類について、署名（法人の場合は記名・押印）の必要はありません。ただし、行政書士等の代理人申請の場合、原則として委任状は申請者が署名（法人の場合は記名・押印）したものを準備してください。

※ 郵送による申請をご希望の場合は事前に事業ごみ減量課まで電話にてご連絡ください。

2 提出書類一覧

(1) 許可申請書

- 産業廃棄物収集運搬業（新規・更新） ————— 記載例[1]
- 産業廃棄物収集運搬業（事業範囲の変更） ————— 記載例[2]
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（新規・更新） ————— 記載例[3]
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（事業範囲の変更） —— 記載例[2]・記載例[3]を参照

(2) 添付書類

- 7～9ページの書類一覧のうち、左欄を「◎」とした書類は必ず提出してください。

➤ 更新又は事業範囲の変更許可申請で、前回から内容に変更がない場合には「◎」以外の書類の添付を

省略することができます。この場合、省略した添付書類を明らかにする文書を添付してください。

- 申請窓口等での聞き取りや審査で、内容の確認が必要と認められる場合には、省略された書類や事業計画を補足する資料等の追加提出を求める場合があります。
- 7 ページ③ 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類について、提出が必要な産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の種類は下記の通りです。

申請区分	修了証の種類
新規許可申請	新規許可講習会の修了証
更新許可申請	新規許可講習会の修了証又は更新許可講習会の修了証
事業範囲の変更許可申請	新規許可講習会の修了証又は更新許可講習会の修了証

- ※ 新規許可講習会は産業廃棄物収集・運搬課程と、特別管理産業廃棄物収集・運搬課程に分かれているため、許可申請の種類に応じた修了証を提出してください。
- ※ 既に処理業の許可を取得している個人の事業者が法人化するに当たり、新規許可申請を行う場合は新規許可講習会の修了証の提出が必要です。
- ※ 他の行政機関で既に許可を受けている場合で、同じ内容の新規許可申請を行う場合は新規許可講習会の修了証、または、更新許可講習会の修了証の提出が必要です。
- PCB廃棄物の収集運搬を行う申請の場合には、PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会の修了証の写しなど、環境省の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に適合していることがわかる書類を添付していただくこととなりますので、別途ご相談ください。

① 事業計画の概要を記載した書類

★事業範囲の変更許可申請の場合は必ず提出

(★)	①-1 事業の全体計画	記載例[4]
	①-2 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量 ➤ 予定運搬先が市外の場合は、 <u>その施設の処分業許可証及び処分施設所在地自治体における申請者の収集運搬業許可証の写し</u> を添付してください。	記載例[4]
	①-3 運搬施設の概要	記載例[5]
	①-4 収集運搬業務の具体的な計画	記載例[6]
	①-5 環境保全措置の概要	記載例[7]
	①-6 事業計画書	記載例[8]

② 事業の用に供する施設の概要及び所有権

	②-1 事務所、車庫（船舶の場合は埠頭）及び積替え保管施設の位置図、配置図	
	②-2 駐車場の不動産登記簿謄本 ➤ 所有権がない場合は使用権原が確認できるよう、 <u>賃貸借契約書の写し</u> 等を添付してください。	
	②-3 車両の写真（正面、真横） ➤ ナンバーがはっきり確認できる写真としてください（縦横比率変更など画像修正を行わないでください）。なお、ポラロイド写真は使用できません。 ➤ 船舶の場合にも、船名と全体が確認できる写真としてください。	
	②-4 車検証又は自動車検査証記録事項の写し ➤ 申請者が使用者でない場合、 <u>賃貸借契約書などの使用権原を証する書類</u> を添付してください。 ➤ 船舶については <u>船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し</u> を添付のほか、申請者が所有者でない場合には <u>裸備船契約書（又はこれに準ずるもの）の写し</u> を添付してください。 ➤ 令和5年1月4日より、車検証が電子化され、使用権原情報を車検証だけでは確認できなくなりました。車検証が電子化された運搬車両については、電子化車検証に加えて、所有者等が記載されている <u>自動車検査証記録事項の写し</u> を添付してください。	
	②-5 運搬容器の写真（運搬容器がある場合） ➤ 液状・泥状・粉粒状廃棄物を運搬する場合は、原則として密閉可能な容器を用意してください。	

③ 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

◎	③-1 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し ➤ 新規許可講習については、申請の日から過去5年以内のもの ➤ 更新許可講習については、更新申請の日から過去2年以内のもの (講習会受講対象者) 法人の場合…代表者若しくはその業務を行う役員（商業登記簿の取締役）又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者 個人の場合…本人又は業を行おうとする区域にある事業場の代表者
---	---

④ 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

◎	<p>④ 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 収集運搬業を開始する上で必要な経費、資金の調達方法を記載してください。 ➤ 更新許可申請などですでに業を営んでいるため、新たな資金の調達を必要としない場合はその旨を記述してください。 	記載例[9]
---	--	--------

⑤ 経理的基礎

◎	<p>⑤-1 (法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 直前3年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書) イ 法人税確定申告書の写し(直近1年分、表面の写し) ウ 直前3年分の法人税(国税)の納税証明書(その1)(注3) 	—
◎	<p>⑤-2 (個人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 資産に関する調書 イ 所得税確定申告書の写し(直近1年分、表面の写し) ウ 直前3年分の所得税(国税)の納税証明書(その1)(注3)又は源泉徴収票の写し 	記載例[10]

注3) PDF ファイルの電子納税証明書を印刷したものを添付する場合、追加でPDF ファイルそのものの提出を求められることがあります。

※ 次のいずれかに該当する場合等には、経営状態の悪化がみられると判断されるため、単年度黒字が発生するまでの予定貸借と損益を記載した「経営改善計画書」(様式は任意)を添付してください。内容によっては追加資料を求める場合があります。

- 納税実績が3年連続ない
- 3年間の平均値で利益が計上されていない
- 直前期において債務超過である

※ 経理的基礎を有していないと判断される場合は許可できません。あらかじめご了承ください。

⑥ 法人・個人を確認する書類

☆先行許可証の提示で一部省略可

◎	<p>⑥-1 (法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 定款又は寄付行為(写しに最新の原本と相違ない旨の証明文及び証明年月日を記載) イ 商業登記簿履歴事項全部証明書
◎	<p>⑥-2 (法人の場合)</p> <p>監査役、相談役、顧問を含む役員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民票の写し(本籍地が記載されたもの) イ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類(注4)
(☆)	<p>⑥-3 (法人の場合)</p> <p>発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるとき、これらの者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民票の写し(本籍地が記載されたもの) イ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類(注4) <p>※ 当該出資者が法人である場合には、上記の書類に代えて「<u>商業登記簿現在事項全部証明書</u>」(<u>履歴事項全部証明書でも可</u>)を提出してください。</p>

<p>⑥-4 (法人の場合)</p> <p>政令で定める使用人がある場合には、その者について</p> <p>ア 住民票の写し(本籍地が記載されたもの)</p> <p>イ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類(注4)</p>
<p>⑥-5 (個人の場合)</p> <p>ア 住民票の写し(本籍地が記載されたもの)</p> <p>イ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類(注4)</p>
<p>⑥-6 (個人の場合)</p> <p>申請者が成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人(法定代理人が法人の場合、その役員を含む)について</p> <p>ア 住民票の写し(本籍地が記載されたもの)</p> <p>イ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類(注4)</p>
<p>⑥-7 (個人の場合)</p> <p>政令で定める使用人がある場合には、その者について</p> <p>ア 住民票の写し(本籍地が記載されたもの)</p> <p>イ 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類(注4)</p>

※ 住民票の写しは本籍地(外国人の方は国籍等)の記載のあるものを提出してください。住所地の市区町村で交付しています。また、マイナンバーが記載されたものは受理できませんのご注意ください。

注4)「その他の必要と認められる書類」は、医師の診断書や認知症に関する試験結果等です。なお、審査にあたり追加書類を求める場合があります。

⑦ 誓約書

☆先行許可証の提示で省略可

<p>◎ (☆)</p>	<p>⑦ 誓約書</p> <p>➤ この手引きの「I. 2 許可基準2」(法第14条第5項第2号)、いわゆる欠格要件に申請者が該当しないことを誓約するものです。</p> <p>➤ 許可後であっても、該当した場合には、当該許可の取り消しなどの処分の対象となります。</p>
--------------	---

⑧ 事故の際の応急対策計画書

<p>◎</p>	<p>⑧ 事故の際の応急対策計画書(特別管理産業廃棄物に係る許可申請の場合のみ)</p> <p>➤ 社内・自治体・警察・消防等への連絡体制、有毒ガス発生・廃棄物の飛散・流出の防止、二次災害の防止のための対策等を具体的に記載してください。</p> <p>➤ 様式は任意です。</p>
----------	--

⑨ 従事者の健康管理計画書

<p>◎</p>	<p>⑨ 従事者の健康管理計画書(特別管理産業廃棄物のうち感染性廃棄物を扱う場合のみ)</p> <p>➤ 様式は任意です。</p>
----------	---

3 先行許可証の提示による提出書類の一部省略について

以下のすべてを満たすときは、添付書類一覧で「◎」（必ず提出）とした書類のうち、役員、出資者（株主を含む）、政令で定める使用人、法定代理人に係る住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、又は、その他の必要と認められる書類、出資者が法人である場合の商業登記簿現在事項全部証明書、誓約書の添付を省略できます。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業、処分業又は処理施設の許可（特別管理産業廃棄物に係るものを含む。なお、他都道府県市の許可でも差し支えありません。）であって、当該許可の日から起算して5年以内のもの。
- (2) 前記の許可証に、住民票の写し、登記されていないことの証明書を全て添付している旨が表示されており（注）、かつ本市申請にあたり許可証の原本を提示できること。

（注）許可証の「5. 規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」に「無」の記載があるもの。

- 新規申請の場合には、提示する先行許可証に関して、他自治体等に提出済みの役員等の住民票の写しのコピーを添付してください。
- 更新申請の場合には、5年以内の許可証であっても、本市が前回交付した当該許可の許可証は対象外です。
- あくまで便宜の措置ですので、審査に必要と認められるときには、提出書類を省略できないことがありますのでご了承ください。

産業廃棄物の種類と具体例

排出業種	番号	種類	具体例
全ての業種に係る廃棄物	①	燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら等の焼却残さ
	②	汚泥	製造、排水処理等より生じる製紙スラッジ等の泥状物
	3	廃油	溶剤、鉱物油、動物性・植物性等の全ての廃油
	④	廃酸	pH7未満の、写真定着廃液等の全ての酸性廃液
	⑤	廃アルカリ	pH7を超える、写真現像廃液等の全てのアルカリ性廃液
	⑥	廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等
	11	ゴムくず	天然ゴムのくず（合成ゴムは除く）
	⑫	金属くず	全ての金属及び金属製品くず（切削くず、スクラップ等）
	⑬	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	破損ガラス、陶磁器、レンガ、石膏ボード等のくず、生コン残さの脱水固化物等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートくずは「がれき類」に分類されます）
	⑭	鉱さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石等
⑮	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートやアスファルトの破片等	
⑱	ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙施設、汚泥・廃油・廃酸・廃プラスチック類その他の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕集されるもの	
特定の業種に係る廃棄物	7	紙くず	パルプ、紙・紙加工品製造業、出版業、製本業等、建設業（工作物の新築・解体・除去）から排出される紙くず
	8	木くず	木材又は木製品製造業等から排出される木くず、建設業（工作物の新築・解体・除去）から排出される木くず、貨物流通に使用したパレット
	9	繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）、から排出される天然繊維くず、建設業（工作物の新築・解体・除去）から排出される天然繊維くず（畳等）
	10	動植物性残さ	食品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業、香料製造業から排出される動物性又は植物性の残さ
	16	動物のふん尿	畜産農家より排出される牛、馬、豚等のふん尿
	17	動物の死体	畜産農家より排出される牛、馬、豚等の死体
	19	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において生ずる骨等の残さ
	20	処分するために処理したもの（政令第2条第13号の廃棄物）	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）

※ 許可申請書の「事業の範囲」欄の記入について

- 11ページの「産業廃棄物の種類と具体例」の一覧表の番号に「○」をしている種類を一つ以上取り扱う場合は、許可申請書の「事業の範囲」の欄に、下記の産業廃棄物を含むか否かを（ ）書きで記入してください。更新許可申請、事業範囲の変更許可申請の場合でも取り扱いの有無を忘れずに記入してください。
 - 自動車等破砕物（該当する産業廃棄物：⑥、⑫、⑬）
 - 石綿含有産業廃棄物（該当する産業廃棄物：②、⑥、⑬、⑮）
 - 水銀使用製品産業廃棄物（該当する産業廃棄物：②、④、⑤、⑥、⑫、⑬）
 - 水銀含有ばいじん等（該当する産業廃棄物：①、②、④、⑤、⑭、⑱）

（記載例）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん（以上、自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじん（以上、水銀含有ばいじん等を含む。）

特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書の「事業の範囲」欄の記入に際しては、1～8は直接記入し、9（特定有害産業廃棄物）は別表を作成してください。

1. 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
2. 廃酸（pH2.0以下のもの）
3. 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
4. 感染性産業廃棄物
5. 廃PCB、PCB汚染物、PCB処理物
6. 廃水銀等
7. 廃石綿等
8. 指定下水汚泥
9. 特定有害産業廃棄物（上記5～8に掲げるものを除く）

廃棄物名 有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
水銀又はその化合物	—	○	—	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○
有機燐化合物	—	○	—	○	○	—	—
六価クロム化合物	○	○	—	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○
シアン化合物	—	○	—	○	○	—	—
PCB	—	○	—	○	○	—	—
トリクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
テトラクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
ジクロロメタン	—	○	○	○	○	—	—
四塩化炭素	—	○	○	○	○	—	—
1, 2-ジクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
1, 1-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
シス-1, 2ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
1, 3-ジクロロプロペン	—	○	○	○	○	—	—
チウラム	—	○	—	○	○	—	—
シマジン	—	○	—	○	○	—	—
チオベンカルブ	—	○	—	○	○	—	—
ベンゼン	—	○	○	○	○	—	—
セレン又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○
1, 4-ジオキサン	—	○	○	○	○	—	○
ダイオキシン類	○	○	—	○	○	—	○

※ 9. 特定有害産業廃棄物の範囲の記入（○印）について

- 範囲の表は申請者が自ら作成してください。記入漏れ、欄のずれ等は許可の範囲に影響しますのでご注意ください。
- 申請の範囲は、廃棄物に含まれる（又は基準を超えると予想される）有害物質をよく検討して決定してください。
- 処分するために処理したものを含む場合は「◎」で記入してください。